（　公印省略　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 福 第 ６５９７ 号

令和２年２月２８日

居宅介護支援事業所　　各位

地域包括支援センター　各位

大牟田市福祉課介護保険担当課長

　吉澤　恵美

大牟田市地域包括支援センター長

松枝　芳昭

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援業務、介護予防支援業務等について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より本市の介護保険行政の推進にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の国内の発症状況を受け、居宅介護支援業務、介護予防支援業務等について下記の点をご注意いただきますようお願いいたします。

記

【事業所職員の皆さん】

（１）マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により感染経路を断つことが重要であり、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照のうえ、対策を徹底すること。

（２）職員は、出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底すること。解熱後２４時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取り扱いとする。

【利用者、事業所職員の皆さん】

○下記の項目に該当する方は、大牟田市保健所に設置しています「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡（0944-41-2669）し、ご相談ください。

・風邪の症状や３７.５度以上の発熱が４日以上続く方

　　（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様）

　・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方

　※高齢者や基礎疾患がある方等にはこの状態が２日間程度続く場合

【基本的な業務の取り扱い】

　○訪問によるアセスメントやモニタリング、サービス担当者会議については、前記（１）（２）を順守いただき、通常どおり実施をお願いします。

　　なお、利用者に発熱等の症状があり、面接による対応が困難で、電話にてアセスメント等を行った場合は、その旨を支援経過記録に記録をお願いします。

※「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応の徹底について」など、介護保険最新情報（WAM NET）に掲載されていますので、ご確認いただきご対応のほどよろしくお願いします。